長崎平和ハーフマラソン実行委員会公告第５号

下記の長崎平和ハーフマラソン交通誘導等業務委託について、制限付一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告します。

令和７年８月２８日

長崎平和ハーフマラソン実行委員会会長　　鈴木　史朗

長崎平和ハーフマラソン実行委員会会長之印

１　入札に付する事項

⑴　件名　　長崎平和ハーフマラソン交通誘導等業務委託

⑵　履行場所　　指定場所

⑶　業種　　「警備（人的）」に該当すること

⑷　概要　　別紙仕様書のとおり

⑸　履行期間　　契約日～令和７年１１月１７日

⑹　契約保証金　　要（契約金額の100分の10以上。ただし、長崎市契約規則（昭和39年長崎市規則第26号）第34条第1号又は第3号及び第4号に該当する場合は免除）

２　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件の全てを満たしていること。

⑴　長崎市契約規則（昭和39年長崎市規則第26号）第2条第1項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当しない者及び同条第2項各号に該当しないと認められる者であること。

⑵　長崎市物品等競争入札有資格者名簿に登録されている者であること。

⑶　⑵の名簿に地域区分が市内又は認定市内としての登録がある者であること。かつ「警備（人的）」の業種に登録がある者であること。

⑷　公告日現在、１⑶の業種に登録がある者であること。

⑸　長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成7年11月7日施行）及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成24年長崎市告示第85号）の規定に基づく指名停止措置の期間中でない者並びに長崎市事業所実態調査実施要領（平成16年長崎市告示第305号）及び長崎市元請・下請関係適正化指導要綱（平成24年長崎市告示第829号）の規定に基づく入札参加制限措置の期間中でない者であること。

⑹　会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者（更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でないこと。

⑺　会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。

⑻　本入札に参加しようとする者のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていない者であること。

⑼　本業務の履行能力がある者であること。

３　契約条項を示す場所

長崎市契約規則及び契約書については、長崎市役所９階長崎平和ハーフマラソン実行委員会事務局（市民生活部スポーツ振興課内（長崎市魚の町4番1号））において閲覧することができる。

4　入札の日時及び場所

令和７年９月１２日（金）９時００分

長崎市役所９階中会議室

5　入札保証金

要（見積る契約金額の100分の3以上。ただし、長崎市契約規則（昭和39年長崎市規則第26号）第6条第3項第1号又は第2号に該当する場合は免除）

6　入札参加申請等

⑴　本入札の参加希望者は、次の書類を提出しなければならない。

・制限付一般競争入札参加申請書（以下「申請書」という。）

⑵　上記⑴の申請書は持参又はファックスにより提出するものとする。

ファックスによる場合は、到着後、長崎平和ハーフマラソン実行委員会事務局担当者から着信確認の電話を行うので、必ず送信票へ担当者名、連絡先を記載しておくこと。

なお、ファックス送信後、翌日（申請の期限日に送信した場合は当日中）までに長崎平和ハーフマラソン実行委員会事務局から着信確認の電話がない場合には、長崎平和ハーフマラソン実行委員会事務局へ着信確認の電話を行うこと。

また、ファックスで申請書を提出した場合は、原本についても、持参又は郵送により提出すること。ただし、確認書類については、ファックスのみの提出でも可とする。

⑶　申請書の受付

ア　受付期間　　令和７年９月５日（金）１２時００分まで（ただし、長崎市の休日を定める条例（平成5年条例第35号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）

イ　受付時間　　９時００分から１７時３０分まで（１２時００分から１３時００分までを除く。受付期間最終日は１２時００分まで）

ウ　受付場所　　長崎市魚の町４番１号（長崎市役所９階）

長崎平和ハーフマラソン実行委員会事務局（市民生活部スポーツ振興課内）

電話番号　　095（811）1893（直通）

ファックス番号　095（829）1262

⑷　その他

ア　提出書類の作成にかかる費用は、提出者の負担とする。

イ　提出書類は無断で他の目的に使用しないものとする。

ウ　提出書類は返却しないものとする。

エ　提出書類は公表しないものとする。

7　入札参加資格を有しない入札参加申請者への通知

資格確認の結果、入札参加資格を有しないと認めた者には、否認理由を併記した制限付一般競争入札参加資格確認通知書にて令和７年９月８日（月）までに通知する。

8　仕様書等及び質疑応答

⑴　仕様書等は、長崎市ホームページの長崎平和ハーフマラソンのページからダウンロードして取得すること。なお、ダウンロードが困難な場合は、長崎平和ハーフマラソン実行委員会事務局の窓口で配付する。この場合は、事前に長崎平和ハーフマラソン実行委員会事務局へ電話すること。

⑵　仕様書等の質疑応答

本業務に係る仕様書等の質疑は、本市所定の質問書で行うものとする。

ア　提出期限　　令和７年９月２日（火）１７時００分までに持参又はファックス等するものとする。

イ　提 出 先　　長崎市魚の町4番1号（長崎市役所９階）
長崎平和ハーフマラソン実行委員会事務局
ファックス番号　095（829）1262

ウ　回答期限　　令和７年９月３日（水）までにファックス等で回答したうえで、同日までに質問回答書を閲覧に供する。

エ　閲覧期間　　回答した日から入札日時まで（休日を除く。）

オ　閲覧場所　　長崎市魚の町4番1号（長崎市役所９階）
長崎平和ハーフマラソン実行委員会事務局

9　入札の方法

⑴　入札執行回数は、２回を限度とする。

⑵　入札室に入室できる者は、各社１人までとする。

⑶　入札は、本市所定の入札書に必要事項を記入し、指定の日時及び場所に本人又は代理人が参加して自ら入札箱に投入しなければならない。

⑷　入札は、１件につき１人１通に限る。

⑸　入札者は、他の入札者の代理人となることができない。

⑹　代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。

⑺　入札開始後、入札会場に到着した者は入札に参加することができない。

１０　入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、当該入札者は再度入札の参加は認めない。

⑴　入札に参加する者に必要な資格のない者（入札参加申請後、当該資格を有しなくなった者を含む。）のした入札及び入札に関する条件に違反した入札

⑵　本入札参加申請書又は提出資料において虚偽の記載をした者の入札

⑶　長崎市契約規則第12条に該当する入札

⑷　入札金額を訂正した入札

⑸　入札金額が確認できない入札

⑹　本市所定の入札書を使用しない入札

⑺　再度入札する場合において、初回入札に参加しなかった者のした入札

１１　入札書の撤回等

入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

１２　入札の中止又は延期

入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札を中止又は延期する場合がある。

１３　落札者の決定方法

⑴ 落札者は、本業務の予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

⑵ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

１４　異議の申立て

入札をした者は、入札後、長崎市契約規則、仕様書その他契約事項等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

１５　問い合わせ先

公告の内容　長崎平和ハーフマラソン実行委員会事務局
電話番号095（811）1893　（直通）

業務の内容　長崎平和ハーフマラソン実行委員会事務局
電話番号095（811）1893　（直通）